

庁舎内広告掲載仕様書

1 掲載可能な広告スペース

区画	場 所	寸法(mm)/1区画 高さ×幅 ※下記寸法範囲内への掲載とします
A	別館1階市民課待合所（東側）	1,100×800
B	〃（西側）	〃
C	別館立体駐車場1階 エレベーター前	1,100×1,800
D	別館1階東側通路（南側）	1,100×800
E	〃（南側から2番目）	〃
F	〃（北側から2番目）	〃
G	〃（北側）	〃
H	別館2階東側通路（南側）	1,100×1,800
I	〃（北側）	〃
J	別館2階 本館への渡り廊下前	〃
K	別館1階西側通路（南側）	〃
L	〃（北側）	〃

※庁舎内広告掲載仕様書別紙参照

2 広告スペースの仕様

区画A、 B、D、 E、F、G	広告面積範囲内において、広告物を収めたB1サイズのフレーム（上部2箇所につき具が付いているもの）1つを落札者が手配し、管財課が手配する吊り下げ用金具類に吊り下げて掲載するものとします。 ※フレーム背面に磁石を貼り付けさせていただきますので、撤去時に多少跡が残る可能性がございますがご了承ください。
区画C	広告面積範囲内において、B1サイズのフレーム2つを設置しておりますので、落札者は広告物のみ手配して掲載するものとします。
区画H～L	広告面積範囲内において、広告物を収めたB1サイズのフレーム（上部2箇所につき具が付いているもの）2つを落札者が手配し、管財課が手配する吊り下げ用金具類に吊り下げて掲載するものとします。 ※フレーム背面に磁石を貼り付けさせていただきますので、撤去時に多少跡が残る可能性がございますがご了承ください。

3 留意事項

表示について	広告枠上部・下部いずれかの隅に「 広告 」と表示してください。 (縦 3 cm×横 5 cm)
掲載が望ましくない業種又は業者、 内容	鹿児島市広告掲載等指針、鹿児島市広告掲載等基準、庁舎内広告掲載募集要領の別表による。 <u>※掲載する広告は、鹿児島市の庁舎としての品位を損なうことなく、社会的に信用度の高い情報でなければならないことから、業種又は業者、内容については、鹿児島市の庁舎としての品性を妨げず、景観に配慮するものとし、市民感情に悪影響を及ぼす恐れがあるものについては掲載できない場合があります。</u>
その他	鹿児島市広告掲載等指針、鹿児島市広告掲載等基準、庁舎内広告掲載募集要領を遵守してください。

4 広告内容審査のための書類提出について

1	令和 8 年 4 月 1 日から掲載予定の広告については、令和 8 年 2 月 27 日までに、庁舎内広告掲載申込書及び掲載予定の原稿（データ）を提出してください。
2	既に掲載した広告内容を変更する場合は、変更掲載開始予定日から 1 月前までに、庁舎内広告内容等変更申込書及び変更予定の原稿（データ）を提出してください。
3	広告代理店業を営む者による新規広告主の広告掲載においては、広告主に対して鹿児島市が市税納付状況調査を行うことに同意する旨の同意書を原稿等と併せて提出してください。

5 申し込み・問い合わせ先

鹿児島市企画財政局財政部管財課 099-216-1157